

あきる野市特別支援教育推進計画



平成 27 年 4 月

あきる野市教育委員会

はじめに

あきる野市では、平成16年度から、国や東京都と連携を図りながら、特別支援教育の体制整備を進めてきました。特別支援教育コーディネーターの複数指名や年々ニーズが高まる巡回相談の充実等、学校、幼稚園、保育所がそれぞれ校内委員会等を中心として組織的に特別支援教育が推進できるよう支援してきました。

また、平成22年度からは、庁内において関係部署が連携するための「特別支援教育推進連絡会」を設置し、相談支援ファイルの作成・活用やあきる野学園と連携した児童教室のあり方等について検討を進め、乳幼児から成人期に至るまでの一貫した支援体制整備を推進してきました。さらに、本市の特別支援教育推進テーマを「すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進」と掲げ、障がいの有無に関わらず、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それぞれのニーズに沿った支援を行うように現在も取り組んでいます。

一方、東京都は、平成22年11月に、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を策定しました。その中で、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、すべての小・中学校に特別支援教室を設置することや通級指導学級を巡回指導の拠点校として位置付けることなどが示されました。

さらに、国は、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」に批准し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指しています。

こうした国や東京都の動向及び平成26年3月に策定した「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」を踏まえ、「あきる野市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

これにより、発達障害を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組（乳幼児期から成人期まで）を教育、医療、保健、福祉、労働等と連携し、支援するとともに、障がいがある人と周囲の人人が共に学び合い生きる中で、社会の構成員としての基礎を作っていくなど特別支援教育を更に推進していきます。

平成27年4月

あきる野市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 基本理念	2
2 特別支援教育推進における五つの視点	2

第3章 あきる野市における特別支援教育の現状

1 乳幼児期	
(1) 乳幼児健康診査の状況	3
(2) 特別な支援が必要な園児の状況	3
(3) 療育支援の状況	3
(4) 巡回相談の実施	3
2 小・中学校期	
(1) 特別支援学級の設置状況	4
(2) 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況	4
(3) 学童クラブにおける配慮を要する児童への対応と充実	4
(4) 放課後等デイサービスの活用状況	5
3 あきる野市における特別支援教育推進体制	
(1) 特別支援教育推進全体計画	5
(2) あきる野市特別支援教育検討委員会	5
(3) 特別支援教育推進連絡会	5
(4) 就学相談委員会	5
(5) 入級相談委員会	6
(6) 巡回相談の実施	6
(7) 特別支援教員補助員、介助員の配置	6
(8) 「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」の作成	7
(9) 就学支援シート、進学支援シートの作成	7
(10) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用	7
(11) 校内委員会の全校設置及び計画的な実施	7
(12) 特別支援教育コーディネーターの複数指名と チーフコーディネーターの指名	8
(13) 特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担当者連絡協議会の実施	8
(14) 教員等研修会の実施	8

(15)副籍事業の実施	9
(16)交流及び共同学習の実施	9
(17)保護者・市民への啓発活動	9
(18)関係機関との連携	10
(19)就労期の支援	10

第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針	11
2 推進体制	11
3 就学前の推進計画	
(1) 配慮を要する幼児の就学支援の充実	11
(2) 巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実	11
(3) 私立幼稚園への支援	11
(4) 幼稚園・保育所等の指導員の指導力向上	12
4 小・中学校時の推進計画	
(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実	12
(2) 巡回相談等による学校の支援の充実	12
(3) 特別支援教育教員補助員及び特別支援学級介助員の配置	13
(4) 教員等研修の充実	13
(5) 就学（転学）、入級相談の実施	13
(6) 相談支援ファイルの作成・活用	13
(7) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級（固定）との交流及び共同学習、学校間交流の実施	14
(8) 特別支援教室に関する研究の実施	14
【用語説明】	14

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

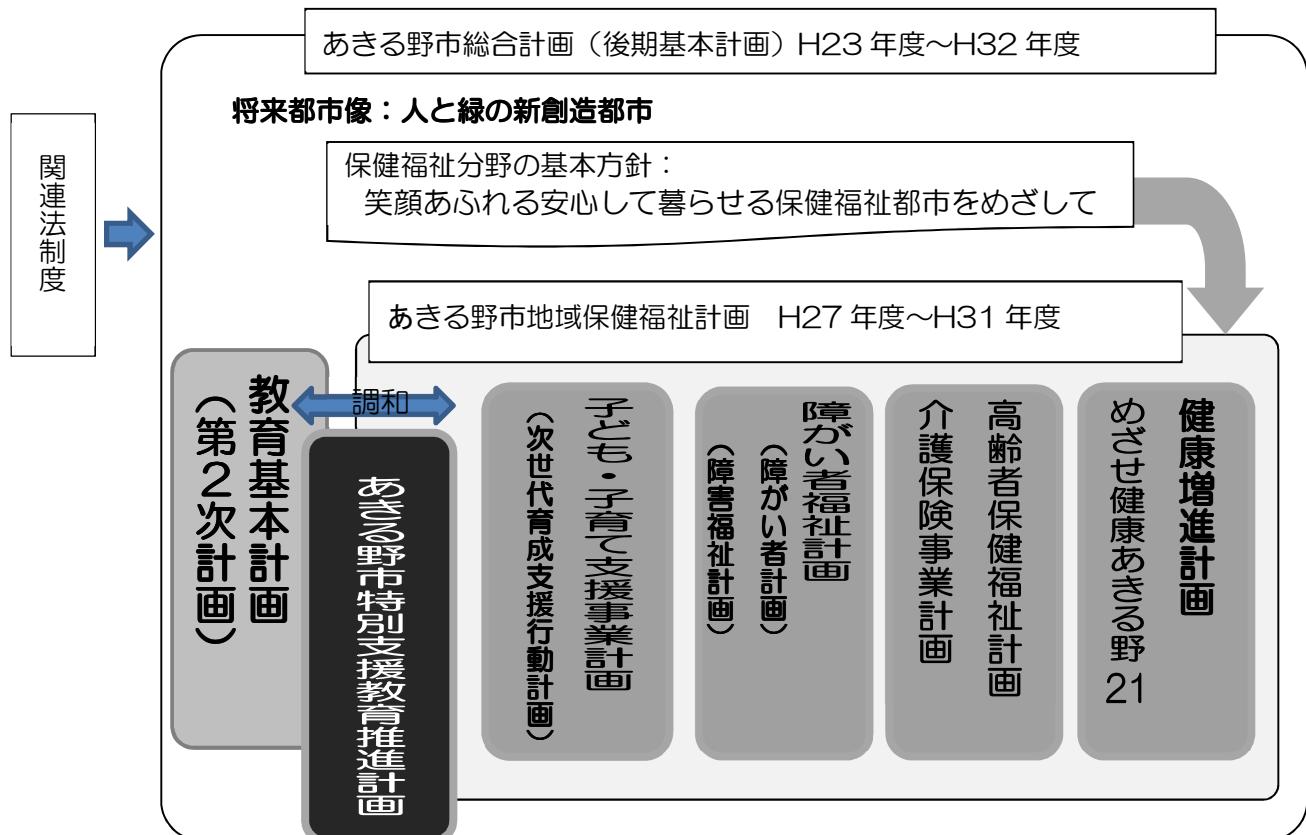
平成19年4月、学校教育法の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）により、従来の特殊教育から特別支援教育へ転換が図られました。このことにより、知的な遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等）に関する適切な支援が求められ、特別支援教育は、すべての学校において実施されることとなりました。さらに、平成19年4月1日付、19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育は、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って行うことや、各学校において、特別支援教育のための体制の整備と必要な取組が明確に示されました。

あきる野市教育委員会では、平成16年度から、他区市に先駆け、国や東京都と連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターの複数指名や巡回相談の充実等、特別支援教育の体制整備を進めてきました。

一方、東京都は、平成22年11月に、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を策定し、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるための具体的な内容が示されました。

こうした国や都の動向及び平成26年3月に策定した「あきる野市教育基本計画（第2次計画）」を踏まえ、「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成19年4月1日付、19文科初等第125号「特別支援教育の推進について（通知）」において、特別支援教育の理念として、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる、と示されています。

この考え方を受け、あきる野市教育委員会では、平成22年4月から、以下の理念を掲げ、特別支援教育推進を図っています。

すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進

2 特別支援教育における五つの視点

【視点1】

子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを的確にとらえ、そのニーズに沿った支援を行います。

【視点2】

幼稚園・保育所・小学校・中学校において、障がいのある方との体験的な交流等を通して、子どもたちが発達段階に応じて障がいについて学ぶ環境を整えていきます。

【視点3】

特別支援教育コーディネーターを要とした校内委員会を中心として、保護者と連携を密にして作成した個別指導計画等に基づき、意図的・計画的・組織的な支援の充実を図ります。

【視点4】

幼稚園・保育所・小学校・中学校間及び関係機関との連携をより一層図り、各園や学校の状況に即した特別支援体制を構築します。

【視点5】

障がいがある方々の自立支援に向けて、保護者や地域、市民に対して特別支援教育に関する理解啓発を進めています。

第3章 あきる野市における特別支援教育の現状

1 乳幼児期

(1) 乳幼児健康診査の状況

健康課では、就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6ヶ月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施しています。必要に応じて専門機関等への紹介を行っています。

① 1歳6ヶ月児健康診査の結果

	23年度	24年度	25年度
受診率(%)	93.9	95.9	96.2
受診者数(人)	619	673	631
経過観察健康診査(件)	35	11	35

② 3歳児健康診査

	23年度	24年度	25年度
受診率(%)	95.5	94.2	96.2
受診者数(人)	705	638	700
経過観察健康診査(件)	25	14	26

③ 1歳6ヶ月児健診・3歳児健診

	23年度	24年度	25年度
乳幼児発達健康診査(件)	26	26	26

(2) 特別な支援が必要な園児の状況

児童課では、幼稚園や保育所で特別な支援が必要な園児に対して、処遇向上を図るために支援を行っています。

	23年度	24年度	25年度
幼稚園における対象児(人)	20	25	25
保育所における対象児(人)	43	43	37

(3) 療育支援の状況

児童発達支援は、在宅の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

事業所名	24年度		25年度		
	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	
児童発達支援	わいわいくらぶ	12	66	35	173
	こどもディサービス Poco a Poco (日の出町)	0	0	15	48
	ハ王子市の施設	11	175	13	57
	その他の市の施設	31	100	70	403
児童支援 福祉型	上代継在宅地域支援センター	32	158	34	191

(4) 巡回相談の実施

幼稚園、保育所の要請に基づいて、来年度就学予定の園児を中心とした、行動観察、校内委員会での指導・助言等を行っています。また、園職員の相談にも対応しています。

相談の時期は、各園の希望を基に、学期に1・2回、全ての園を対象に実施しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼 ・ 保	巡回数(回)	79	87	91	102	99
	述べ対象者(人)	343	276	293	356	399

2 小・中学校期

(1) 特別支援学級の設置状況

本市には、市立小学校10校、中学校6校、計16校があり、そのうち、特別支援学級が13校に設置されています。
(5月1日現在)

学校名	種別	形態	在籍児童・生徒数(人)			学級数(学級)			
			24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	
東秋留小学校	知的障害	固定学級	18	16	10	3	2	2	
草花小学校	知的障害		19	18	16	3	3	2	
一の谷小学校	知的障害		11	13	13	2	2	2	
五日市小学校	知的障害		14	13	14	2	2	2	
東中学校	知的障害		10	10	20	2	2	3	
西中学校	自閉症・情緒障害		5	6	17	1	1	3	
五日市中学校	知的障害		23	35	35	3	5	5	
西秋留小学校	情緒障害等	通級指導学級	14	15	6	2	2	1	
屋城小学校	情緒障害等		25	24	24	3	3	3	
前田小学校	言語		27	28	28	2	2	2	
増戸小学校	情緒障害等		36	32	37	4	4	4	
秋多中学校	情緒障害等		6	3	7	1	1	1	
増戸中学校	情緒障害等		5	3	4	1	1	1	
市全体	固定学級		100	111	125	16	17	19	
	通級指導学級		113	105	106	13	13	12	
	総 計		213	216	231	29	30	31	

(2) 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況

通常の学級に在籍している子どものうち、各校が巡回相談等をとおして、特別な支援が必要だと考えている児童・生徒数は下表のとおりです。

	23年度	24年度	25年度
小学校(人)	465	430	485
中学校(人)	77	57	93
合計	542	487	578

(3) 学童クラブにおける配慮を要する児童への対応の充実

学童クラブ入会時には、配慮を要する児童の情報を関係機関と連携を図りながら、適切な育成ができるようにしています。

また、入会後は、関係機関との連携の中で、児童の様子や変化等を把握するとともに、学童

クラブ指導員等に対して、臨床心理士等による巡回相談や研修を行い、配慮を要する児童への対応について、スキルアップを行っています。

(4) 放課後等デイサービスの活用状況

放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児が、放課後や夏季休業中等の長期休業中ににおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供を受けることにより、学校教育と相まって障がい児の自立促進を図ります。活用状況は下表のとおりです。

事業所名	24年度		25年度		
	延べ人数	延べ日数	延べ人数	延べ日数	
デイ放課後等 サービス	わいわいくらぶ	219	1,208	413	2,447
	こどもデイサービス Poco a Poco	0	0	206	1,071
	ハ王子市の施設	0	0	76	427
	福生市の施設	0	0	42	405

※ こどもデイサービス Poco a Poco は、日の出町の施設です。

3 あきる野市における特別支援教育推進体制

(1) 特別支援教育推進全体計画

毎年、特別支援教育全体計画（A3版）をあきる野市特別支援教育検討委員会にて作成し、教育委員会に報告します。

平成27年度からは、本推進計画に基づき、報告様式を改善して作成します。

(2) あきる野市特別支援教育検討委員会

本市の特別支援教育を推進する基本的な考え方や、推進体制の検討及び推進上の課題等について検討し、また、各事業の成果と課題を分析し、評価するために本検討委員会を設置しています。委員会は、学識経験者、医師、保護者代表、私立幼稚園長代表、私立保育所園長代表、都立特別支援学校長代表、市立小学校長代表、同中学校長代表、市職員等22人以内で組織されています。本委員会は、平成16・17年度は年5回、平成18年度は年3回、平成19年度からは年2回開催し、特別支援教育推進の要となっています。

(3) 特別支援教育推進連絡会

本市では、小・中学校期だけでなく、乳幼児期から成人期までを見据えて特別支援教育に取り組んでいます。そのため、関係する部局の職員で連絡会を開催し、連携を進めています。

メンバーは、健康福祉部（障がい者支援課、子育て支援課、児童課、児童館、健康課）5名、教育部（教育総務課、指導室、指導主事）4名で組織し、必要に応じて適宜、連絡会を開催しています。平成25年度は、5回開催し、特別支援教育推進計画（案）について検討しました。

(4) 就学相談委員会

障がいがあると思われる児童・生徒の就学・転学を適正に実施するため、必要な事項について調査・審議し、教育委員会に報告する役割を担っています。

就学相談委員会は、医師、特別支援学級設置校の校長、特別支援学級の担任代表、私立幼稚園長代表、私立保育所園長代表、児童福祉関係者、教育相談所長及び相談員等30人以内で組

織され、年8回実施しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委員会開催数(回)		9	8	8	8	8
就学相談	転学相談	29 14	33 17	40 19	54 14	63 11
案件総数(件)		43	50	59	68	74
判定(件)	普通学級	8	6	11	9	9
	固定学級	25	28	34	42	50
	特別支援学校	10	16	14	13	7

(5) 入級相談委員会

通常の学級に在籍し、障がいの状況に応じた指導を行う必要がある児童・生徒に適切な教育を図るために、特別支援学級（通級）での指導を希望する児童・生徒の入級の必要性について専門的な検討を行い、教育委員会に報告する役割を担っています。

入級相談委員会は、特別支援学級（通級）設置校の校長及び担任代表、特別支援学級（固定）の担任代表、教育相談所相談員、教育委員会事務局等20人以内で組織され、概ね年8回実施しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
委員会開催数(回)		7	6	8	9	9
案件総数(件)		58	52	47	45	46
判定(件)	小学校 (情緒等)	36	27	29	29	23
	小学校 (言語)	9	9	10	11	10
	中学校 (情緒等)	7	5	5	2	10
入級不適(件)		0	4	1	2	0

(6) 巡回相談の実施

学校の要請に基づいて、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒を中心とした、行動観察、校内委員会での指導・助言等を行っています。また、教員の相談にも対応しています。平成26年度からは巡回相談員だけでなく、教育相談員も巡回相談を行っています。

相談の時期は、各学校の希望を基に、学期に1・2回、全ての学校を対象に実施しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	巡回数(回)	97	100	99	102	92
	述べ対象者(人)	621	763	721	715	770
中学校	巡回数(回)	20	18	18	18	19
	述べ対象者(人)	129	107	103	82	122
計	巡回数(回)	117	118	117	120	111
	述べ対象者(人)	750	870	824	797	892

(7) 特別支援教員補助員、介助員の配置

学校からの要望と巡回相談等の状況に基づき、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な子

どもに対して、補助員を配置しています。

また、特別支援学級（固定）には、学級数に応じて、介助員を配置しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特別支援補助員配置時数(時間)	3,690	3,720	4,320	5,120	5,810
特別支援補助員数(人)	31	36	56	55	35
介助員数(人)	32	30	31	33	37

(8) 「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」の作成

特別支援学級に在籍している児童・生徒に関しては、「個別の教育支援計画」と「個別指導計画」を作成しています。また、特別支援学級（通級）に籍を置く児童・生徒及び特別支援教員補助員を配置している児童・生徒に関しては、「個別指導計画」を作成しています。「個別の教育支援計画」は、保護者と学校で、児童・生徒の状況を把握し、長期的な視点で一貫した指導や支援を行うように作成するものです。教育のみならず、医療や福祉等の関係機関との密接な連携を図るためにも用いています。「個別指導計画」は、児童・生徒一人一人に応じた短期的な目標を立てて、その目標達成に向けた具体的な取組を定めるものです。主に学校で作成しますが、保護者にも確認していただいています。

(9) 就学支援シート、進学支援シートの作成

就学、進学に伴い、すべての子どもが楽しい学校生活をスタートできるように、幼稚園・保育所、小学校の園児・児童の様子や園及び小学校で配慮してきたことなどを小学校、中学校に引き継ぐための「就学支援シート」「進学支援シート」の作成・活用に取り組んでおります。このシートは、保護者と園、学校が相談しながら作成します。引き継いだ学校では、これらのシートに記載された内容をもとに、入学前に保護者との面談を実施したり、入学期の校内での支援体制を整えたりするなど、子どもが円滑に学校生活をスタートできるよう努めています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就学支援シート 作成件数(件)	65	62	56	51	81
進学支援シート 作成件数(件)	20	14	9	27	9

(10) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用

平成22年度から、発達障害を含む障がいのある方や保護者が乳幼児期から成人期までの一貫した支援に役立てるため、本人の教育、医療、保健、福祉、労働等に関する情報を集約する「相談支援ファイル（ステップ）」を作成し、希望する保護者に配布しています。

平成26年度より「学校生活支援シート」の活用について五日市小・中学校において実践的な研修を行っており、相談支援ファイルとの関連を図っていきます。

(11) 校内委員会の全校設置及び計画的な実施

市内全16校に校内委員会を設置し、支援が必要な子どもの実態把握や支援方策等について検討を行っています。構成メンバーは各学校によって若干異なりますが、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター等を中心に、月に1回以上実施しています。

(12) 特別支援教育コーディネーターの複数指名とチーフコーディネーターの指名

各学校で特別支援コーディネーターを複数指名し、さらに、その中からチーフコーディネーターを1名指名することで、校内委員会等体制を整備・充実させ、組織的に対応することができます。また、あきる野市内で特に指導力のある教員をあきる野市特別支援教育コーディネーターに指名し、各校への助言を通して、市内の特別支援教育の充実を図っています。

学校が特別支援教育コーディネーターを指名するためには、指名対象者が教育委員会主催の特別支援教育研修会に参加していることが必要条件となります。学校は、教員をこの研修会に計画的に参加させることで、特別支援教育コーディネーターを複数指名することができます。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数(校)	18	18	17	16
特別支援教育コーディネーター(人)	58	65	52	55

(13) 特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担当者連絡協議会の実施

特別支援教育コーディネーターの育成と外部機関との連携を図るために、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催しています。小・中学校だけでなく、幼稚園・保育所からも1名参加し、就学前段階からの引継ぎや指導・支援についての協議・情報交換を行っています。また、都立あきる野学園の特別支援教育コーディネーターや教育相談所の臨床心理士による助言や研修も行っています。

特別支援学級及び都立あきる野学園の担任や担当者による情報交換や研修を通して、特別な支援が必要な児童・生徒への教育の充実を図るために、特別支援教育担当者連絡会を実施しています。平成25年度からは、全8回中、4回を研修と位置付け、担任等の指導力向上を図っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
コーディネータ連絡会(回)	3	3	3	3
学級担当者連絡会(回)	8	8	8	8

(14) 教員等研修会の実施

特別な支援が必要な子どもやその保護者のニーズに対応できる専門性を高めるために、夏季休業中に学校の教員や幼稚園・保育所の指導者を対象とした特別支援教育研修会（全4回）を実施しています。平成25年度からは、適応指導教室（せせらぎ教室）の指導員も参加できるようになりました。また、平成26年度からは、都立あきる野学園と共に回数を7回に拡大しました。また、児童館の関係職員にも参加を呼びかけ参加者の拡大を図っています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修内容	教育相談の実際～保護者との連携～	特別支援教育の理解のために	考える子どもを育てる授業づくり
参加者(人)	57	43	51
研修内容	児童虐待と発達障害	自尊感情や自己肯定感を育む指導の在り方	発達障害特性をいじめ被害リスクから考える
参加者(人)	63	69	90
研修内容	通常の学級における特別支援教育	特別支援教育の現状と課題	感覚統合と遊び
参加者(人)	64	65	113
研修内容	発達障害についての理解と対応について	発達障害の理解と対応について	WISC-IVの活用
参加者(人)	59	69	109

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
研修内容			発達障害の理解と対応について
参加者(人)			102
研修内容			子どもの発達に応じたソーシャルスキル教育
参加者(人)			84
研修内容			一人一人を生かす見取りと支援
参加者(人)			91

(15)副籍事業の実施

副籍制度は、都立特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する本市の児童・生徒が、市内の小・中学校に副次的な籍（副籍）を置いて、市立学校との直接的・間接的な交流をすることにより、その居住地域とのつながりの維持・継続を図っていくことを目的として実施しています。

本市では、東京都教育委員会から平成16年度よりモデル地区に指定され、他区市に先駆けて取り組んでいます。

また、平成27年度に入学する小学部1年生、中学部1年生からは、副籍事業を必ず実施することになっております。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	対象者(人)	36	42	48	50	51
	実施者(人)	29	33	38	42	39
	実施率(%)	80.6	78.6	79.2	84.0	76.5
中学校	対象者(人)	21	20	21	28	35
	実施者(人)	15	14	15	22	24
	実施率(%)	71.4	70.0	71.4	78.6	68.6
計	実施者(人)	44	47	69	64	63
	実施率(%)	77.2	75.8	76.8	82.1	73.3

(16)交流及び共同学習の実施

本市では、特別支援学級（固定）設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合う学習を実施しています。今後も、特別な支援を必要とする児童・生徒の自立と社会参加に繋がるような交流及び共同学習を推進していきます。

(17)保護者・市民への啓発活動

本市では、保護者や市民に対して、特別支援教育に関する様々な啓発活動を行っています。例えば、全ての年長児や小学校6年生の保護者に対して、毎年7月に「あきる野市特別支援学級・特別支援学校説明会」の案内を配布し、各学校や都立あきる野学園の協力の下、説明会を実施しています。また、毎年4月当初に、特別支援教育リーフレットを各学校から新入生の保護者に配布しています。さらに、年長児の保護者対象に巡回相談のお知らせを配布しています。広報教育あきる野「一房のぶどう」でも平成16年度以降、特別支援教育の特集を定期的に掲載しています。また、市民に対して研修やユニバーサルマラソン、映画上映会等を実施し、市民への啓発も図っています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校説明会(人)	29	34	35	40
全体研修会(人)	108	302		
ユニバーサルマラソン(人)	33	16		
映画上映会(人)	292			131

(18)関係機関との連携

本市では、特別支援教育に関する教員等研修会や特別支援コーディネーター連絡会等、様々な場面で都立あきる野学園地域支援センターや教育相談所と連携を図って取り組んでいます。また、西多摩療育支援センターの医師による特別支援学級への指導訪問も実施し、教員の指導力向上に努めています。

さらに、月に1回、教育相談所、適応指導教室、子ども家庭支援センター、指導室で児童・生徒に関する情報交換を行い、今後の対応を協議する場を設定しています。また、幼稚園・保育所の園長と小学校長とで、各園や学校との連携を深めるために「小・幼・保連絡協議会」を年1回開催し、情報交換等を行っています。

(19)就労期の支援

ハローワーク等関係機関と連携し、求職活動の同行・職場見学や面接の同行・会社や家庭との連携・各種事務手続き等の支援を行っています。安定した生活を送るため、在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、カウンセリング、介護相談及び情報提供等を行っております。

相談支援事業		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談	電話(件)	1,815	2,448	2,381	2,718
	来訪(件)	783	977	1,008	1,014
	訪問(件)	304	421	696	950
問合せ	電話(件)	2,476	822	1,133	339
	来訪(件)	144	99	385	368
	訪問(件)	101	26	17	13
合計		5,623	4,793	5,620	5,402

就労支援事業		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就労移行者	正規雇用(人)	3	2	3	4
	その他の雇用(人)	15	11	25	29
合計		18	13	28	33

第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針

- 乳幼児期においては、障がいの早期発見や早期に適切な療育に取り組めるように保護者や各園等を支援します。
- 学童期においては、各学校において特別支援教育の充実を図り、組織的に児童・生徒一人一人に応じた指導を充実していきます。
- 就労期においては、ハローワーク等関係機関と連携し、各種事務手続きを支援したり、在宅障がい者に対しては、可能な支援を情報提供したりしていきます。
- 「幼児教室」^(☆1)については、その目的及び実施方法等について関係部署で研究していきます。

2 推進体制

- 年2回、あきる野市特別支援教育検討委員会において、あきる野市特別支援教育推進連絡会より本推進計画に基づいた実施状況を報告し、実施状況を確認・指摘・助言するとともに、「あきる野市特別支援教育全体計画」及び「あきる野市特別支援教育報告書」を作成します。
- 検討委員会で作成した「あきる野市特別支援教育全体計画」及び「あきる野市特別支援教育報告書」を毎年、定例教育委員会にて報告します。

3 就学前の推進計画

(1) 配慮を要する幼児の就学支援の充実

小学校入学時に、それぞれ幼児の情報を就学先に伝えることは、特別な支援が必要な児童にとっては有効な手立てとなります。今後も、就学支援シートの作成を保護者に呼びかけ、活用していくように指導していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実	実施	→	

(2) 巡回指導等による幼稚園・保育所の支援の充実

教育相談所の臨床心理士による幼稚園・保育所への巡回相談を実施し、園児一人一人の理解を深めるとともに、指導・支援の充実を図ります。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①臨床心理士の定期訪問	年3回実施	→	

(3) 私立幼稚園への支援

私立幼稚園協会からの依頼で、毎年、指導室から指導主事等を派遣し、市の施策や特別支援教育の現状や取組等について私立幼稚園の指導者に説明しています。

子どもが幼稚園から学校へスムースに繋がるための取組の一つとして、今後も充実した研修テーマを設定していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①私立幼稚園協会への支援	実施	→	

(4) 幼稚園・保育所等の指導員の指導力向上

園児への適切な指導や支援ができるように、指導員等の資質向上を図っていきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①特別支援教育コーディネーター連絡会の充実	年4回実施		→
②特別支援教育研修会の充実	あきる野学園との共催で 年7回実施		→

4 小・中学校時の推進計画

(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実

特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導は、担任だけでなく、全校体制で組織的に実施していく必要があります。各校においてその中心となるのが、特別支援教育校内委員会であり、特別支援教育コーディネーターを中心とした、組織的な取組が不可欠です。本市においては、特別支援教育校内委員会を組織として明確に位置付けるとともに、特別支援教育コーディネーターの複数指名や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修会を計画的に実施するよう指導・助言していきます。

また、一人一人の児童・生徒にきめ細やかな指導を実施するためには、学校での指導方針を保護者と共に理解を図りながら進めていくことが不可欠です。そこで、特別支援学級に在籍している児童・生徒や特別支援教育教員補助員による支援を必要としている児童・生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成・活用を図るように指導していきます。

さらに、特別な支援が必要な児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒が落ち着いて授業に取り組めるように、各学級におけるユニバーサルデザインに基づく教室環境等（教材提示、指導方法の工夫等）を整備していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①校内委員会の校務分掌上への位置付け	実施	→	
②特別支援教育コーディネーターの複数指名	実施	→ 全校4名以上の指名	
③校内研修会の実施	実施	→ 年間3回以上の研修の実施	
④個別の教育支援計画・個別指導計画の作成・活用	実施 活用の研究	作成率100% →	
⑤ユニバーサルデザインの考えに基づく、教室環境等の整備	実施	実施率100% →	

(2) 巡回相談等による学校の支援の充実

教育相談所の臨床心理士による学校への巡回相談や西多摩療育センターの医師による特別支援学級への指導訪問を実施し、児童・生徒一人一人の理解を深めるとともに、指導の充実を図ります。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①臨床心理士の定期訪問	年3回実施		→
②専門医の派遣	特別支援学級への 年1回の派遣		→

(3) 特別支援教育教員補助員及び特別支援学級介助員の配置

児童・生徒一人一人の指導を充実させるため、教員補助員及び介助員を引き続き適切に配置していきます。さらに、教員との連携を図るために、指導主事等による学校訪問を実施し、活用の仕方を助言していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①特別支援教育教員補助員及び特別支援学級介助員の適正な配置	実施		→
②指導主事等による助言	実施		→

(4) 教員等研修の充実

児童・生徒への適切な指導や支援ができるように、教員等の資質向上を図っていきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①特別支援教育コーディネーター連絡会の充実	年4回実施		→
②特別支援学級担当者連絡会の充実	年8回実施		→
③特別支援教育研修会の充実	あきる野学園との共催で 年7回実施		→
④指導主事等の学校訪問による教育課程の改善	各校年1回実施		→

(5) 就学（転学）、入級相談の実施

児童・生徒に応じた指導や支援が行えるように、就学（転学）相談や入級相談を適切に行います。特に、教育委員会・学校・保護者・本人で就学等に関して合意形成が図られるように、今後も丁寧に話し合っていきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①就学（転学）相談	年8回実施		→
②入級相談	年8回実施		→

(6) 相談支援ファイルの作成・活用

これまでに保護者が作成した相談支援ファイルについて、現状を把握するとともに、作成した保護者にアンケートや聞き取りを行い、より効果的な活用方法を検討していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①相談支援ファイルの現状把握（保護者へのアンケート、聞き取り等）	実施・分析	→	
②効果的な活用方法の検討	検討	→	効果的な活用方法の提案

(7) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級（固定）との交流及び共同学習、学校間交流の実施

東京都教育委員会の副籍交流ガイドラインに基づき、実施体制の整備と効果的な副籍交流を実施します。また、特別支援学級（固定）と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ります。さらに、西秋留小学校、一の谷小学校、西中学校及び都立あきる野学園で、学校間交流を意図的・計画的に実施していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①副籍交流の実施	実施・改善		
②特別支援学級（固定）と通常の学級との交流及び共同学習の充実	実施・改善		
③学校間交流の実施	実施・改善		

(8) 特別支援教室に関する研究の実施

東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第三次計画において、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ることを掲げ、現在、モデル地区を指定して、調査研究しています。

この取組は、通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の全部又は一部を在籍校で実施することにより、在籍校・在籍学級における適応状態の改善や通学負担の軽減を図ることができます。

あきる野市教育委員会では、特別支援教室の実施に関して、モデル地区での研究等を参考に、本市にとって最もよい体制づくりを整備していきます。

取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①特別支援教室に関する研究の実施	調査・研究		

【用語説明】

（☆1） 幼児教室

子どもの力を高め、適切・円滑な小学校への就学を促すとともに、保護者への理解・啓発及び教員（学校、幼稚園、保育所）等の指導力の向上を図ることをねらいとして、平成22年度から平成24年度まで都立あきる野学園の協力の下、「幼児教室」を実施しました。

対象者は、原則としてあきる野市在住、あきる野市内の幼稚園・保育所に在籍している5歳児で、小学校における学習（集団）活動に難しさを抱えることが推測される者です。

都立あきる野学園教員やあきる野市教育相談所職員による年間16回、小集団（6人程度）での指導を通して、集団活動に適応する力を育みました。

また、就学後は、関係職員による在籍小学校訪問を実施し、学級適応状況を確認しました。

現在は、運営上の課題等があり、実施していません。

あきる野市特別支援教育推進計画

平成27年4月発行

発行 あきる野市教育委員会
住所 東京都あきる野市二宮350番地
電話 042(558)1111